

大分市キャンプ協会 専門委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、大分市キャンプ協会（以下「本会」という。）の会則第5章21条に基づき、専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(専門委員会の目的)

第2条 専門委員会は、理事会より委嘱された専門性の高い課題を遂行することを目的とする。

(設置及び任務)

第3条 本会に、専門委員会として、次の委員会を置く。

① 企画運営委員会

キャンプ・アウトドアイベントの企画・運営を中心となって行う。

② 広報委員会

ホームページ・SNS・チラシ等の管理、ブース出展などを中心となって行う。

③ 研修委員会

キャンプ講座・キャンプインストラクター養成講習会などを中心となって行う。

④ 指導者委員会

指導員の任命、キャンプ・アウトドアイベントで参加者への指導を中心となって行う。

2 その他、理事会で必要と判断した場合、各専門委員を設置することができる。

(専門委員会の構成)

第4条 各専門委員会は、次の者によって構成される。

① 委員長

② 副委員長

③ 委員

2 委員長は、会員・賛助会員の中から理事会で選任する。

3 副委員長については委員長が選任し、会長及び副会長の承認を得る。

4 委員長、副委員長、及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、交代もしくは補充によって選任された者の任期は前任もしくは他の者の任期満了までとする。

(会議)

第5条 専門委員会の会議は、委員長によって招集される。その他、会議に必要な事項は各専門委員会が定める。

(経費)

第6条 専門委員会の経費は、総会が決定した予算に基づいて支出される。

(その他)

第7条 各委員会の活動に関して必要な事項は、理事会と当該専門委員会委員長が必要に応じて協議し、互いの協力のもとに進める。

(細則)

第8条 この規則の施行に関して、必要な諸規程については、理事会が定める。

2 付則この規則は令和3年8月8日から施行する。

3 付則この会則は令和4年6月1日から施行する。(設置及び任務)第3条

4 付則この会則は令和4年6月1日から施行する。(設置及び任務)第3条

5 付則この会則は令和5年5月28日から施行する。(設置及び任務)第3条

6 付則この会則は令和6年4月20日から施行する。(設置及び任務)第3条